

令和2年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業及び器具・用具運搬補助事業
令和2年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託事業 取り扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 宿泊費について

- ・生徒【10,700円】、引率教員【甲地方 11,700円、乙地方 10,700円】を上限とした実費額とします。（1泊2食・税込）
（甲地方：さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方：甲地方以外の地域）
- ・宿泊のみで別途食事を摂った場合、食事代金として上記上限額の範囲内で朝食は600円、夕食は1,700円の加算ができます。（生徒・引率教員 共）
例：1泊朝食付きの場合は宿泊費（1泊朝食）＋夕食代金を請求できます。
- ・ブロック大会への前泊に関しては、競技開始時間（含む開会式等）が12時以降の場合は、対象外となります。（12時00分も対象外）
- ・県内で行われる大会の宿泊費については対象外とします。
（ただし、公共交通機関の始発を利用して競技開始時間に間に合わない場合は対象とします。）
- ・昼食については、対象外とします。
- ・引率教員の宿泊費について
 - *上限額は、大会会場の地域ではなく、実際に宿泊した地域の金額とします。
（宿泊施設名、所在地を明記してください。）
 - *宿泊施設が指定される場合（単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限る）
に関しての内容については、後日連絡します。

2 交通費の請求について

- ・生徒引率の教員は、「原則として最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」としますが、必要に応じて自家用車を利用することができます。その際の請求額は、県の旅費規定に準じ、「23円×距離数(km)」とし、旅行雑費として高速料金、駐車場料金の領収書を添付のうえ請求できます。
- ・生徒は、「原則として学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とします。
- ・教員、生徒ともに自家用車同乗の場合の交通費は請求できません。
- ・レンタカー利用料は対象外です。
- ・貸し切りバスを利用した場合は、（経費の総額を利用者で除した金額×支給対象人数）を交通費として請求することができます。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の上限とします。公共交通機関での経路を算出した資料を添付してください。（除した金額の小数点以下の端数については、教員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出してください。）

3 航空機の利用について

- ・北海道、四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合及び旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合は利用することができます。
- ・経費削減のため早割等の利用をお願いします。
- ・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金」がわかる領収書等を必ず添付してください。

4 自家用車出張によるカーフェリーの利用について

- ・運転手のフェリー利用料及び車の運搬代は使用料及び賃借料となり請求できません。
- ・同乗者の船賃は、旅費での支給となります。
- ・運転手、同乗者共に食事代金として夕食は1,700円、朝食は600円の加算ができます。

5 宿泊費・交通費の主催者からの補助について

- ・全国選抜大会、選手権大会では、主催者からの補助金が支給される場合があります。その場合、支給される補助額を減じて請求してください。{ (請求額－補助額) × 補助率 1/2 }
なお、補助額の証明となる資料を必ず添付してください。

6 生徒・引率教員旅費実績報告書への添付資料について

- ・東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会以外は、必ず大会要項、大会宿泊要項を添付してください。
- ・いずれの大会も、必ず参加申込書、各種領収書のコピーを添付してください。
(宿泊費および宿泊に伴う諸雑費、旅行雑費(実費額)や貸切りバス、有料シャトルバス、カーフェリー利用に関わる領収書等)

7 旅行雑費について

- ・旅行者が公務上の必要により、やむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金について請求できます。
(必ず領収書等を添付してください。)
(宿泊に伴うホテルの駐車場料金は、宿泊費で賄ってください。)

8 引率教員の人数について

- ・男女種目別に生徒6名以内1名、生徒7名以上2名とします。

9 旅費請求書について

- ・引率教員の旅費請求書について、同じ行程であっても2名の場合は1人1枚ずつ提出してください。